

2024年度 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業 補助金マニュアル

共通事業編



中 野 区
2024年2月

この冊子では、中野区商店街チャレンジ戦略支援事業について、全事業共通でご注意いただきたい事項をまとめて解説をしています。事業実施の参考としていただき、適正な処理をお願いします。

概 要

- I 事業の目的
- II 商店街のタイプとこのマニュアルの適用について
- III 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業一覧
- IV 補助対象となる事業の条件
- V 補助金額の計算方法
- VI 手続きの流れ（スケジュール）
（交付申請書・実績報告書の受付期間、受付場所）

I 事業の目的

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業とは、区内の商店街等が実施するイベント事業及び活性化事業等に対して、中野区が「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業」補助金を財源の一部として、その費用の一部を補助することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小企業の経営の安定及び発展並びに地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

II 商店街のタイプとこのマニュアルの適用について

あなたの商店街は、どのタイプですか？

<p>(1)商店街振興組合 (法人化した商店街)</p> <p>★新たに法人化する商店街</p>	<p>⇒ このマニュアルにある全ての補助事業の適用を受けることができます。</p> <p>⇒ <u>このマニュアルとは別に特別な支援メニューが用意されています。</u>詳しくは区の担当者にご相談ください。</p>
<p>(2)国の基準を充足した任意商店街</p>	<p>⇒ このマニュアルにある補助事業の対象となりますが、法人化した商店街とは条件が異なる場合がありますので、ご注意ください。</p> <div data-bbox="263 1176 1324 1355" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px;"><p>国の基準とは</p><ul style="list-style-type: none">・会則がある・役員名簿がある・過去 24 か月分の決算書類がある<p>} この全てが整っていること※</p></div>
<p>(3)上記以外の商店街 (国の基準を充足しない商店街)</p>	<p>⇒ <u>このマニュアルでご紹介する補助事業の対象とはなりません。</u>他の支援メニュー等をご紹介します。詳しくは区の担当者にご相談ください。</p>

※過去24か月分の決算書類等について

補助金の申請日（4月1日）から遡って24か月分の書類となり、2024年度の補助金申請にあたっては、2022（令和4）年4月1日～2024（令和6）年3月31日までの決算が網羅されている必要があります。申請の時点で、そろわない決算書類がある場合は、総会終了後に直ちに追加で提出してください。

なお、会則、役員名簿、決算書類の提出先は中野区商店街連合会（助成金担当）です。

（イベント事業編 P.10 参照）

令和6(2024)年 中野区商店街支援事業一覧

事業名		概要	補助対象 事業数	補助率 (都・区合計)	補助限度額 (万円)	特記事業
イベント事業	一般の(下記以外の)イベント事業	季節のイベント、抽選会・スタンプラリー、各種フェスティバル、コンクール 等	別途配付の「2024年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金マニュアル【イベント事業編】」を参照してください。※申請の受付が、2回に分けて行われます。			
	小額支援事業	小規模商店街が、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げ、商店街活動のきっかけとして事業を実施する場合に支援します。	1年度に1事業まで	8/9	55.5	これまで商店街活動を実施できなかった(実績の無い)商店街が対象
	若手・女性支援事業	商店街の若手(49歳以下)・女性グループが小規模な事業を実施する場合に支援する。	1年度に1事業まで	8/9	55.5	総事業費が100万円以下であることが条件
	組織活力向上支援事業	商店街振興組合が組織の維持・活性化のため実施するイベント事業に支援する。	1年度に1事業まで	11/12	525	商店街振興組合のみ対象
	女性活躍推進事業	商店街等の女性グループが実施する「イベント事業」を支援します。	1年度に1事業まで	11/12	58.3	★令和6年度新規事業
活性化事業	一般の(下記以外の)活性化事業	施設を整備する事業、空き店舗活用事業、ホームページ作成等	制限規定なし	2/3	(振興組合)5,000 (充足任意)1,000	
	小額支援事業	小規模商店街が、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げ、商店街活動のきっかけとして事業を実施する場合に支援します。	1年度に1事業まで	8/9	55.5	
	多言語対応事業	商店街が、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る取組を支援します。	制限規定なし	19/20	(HP以外)950 (HP)100	
	キャッシュレス対応事業	商店街全体のキャッシュレス化への取組を支援します。		5/6	(振興組合)5,000 (充足任意)1,000	
	組織力強化支援事業	商店街の連合会等が、商店街と連携して行う商店街加入・協力促進のための取組を支援します。		11/12	2,000	
	女性活躍推進事業	商店街等の女性グループが実施する「活性化事業」を支援します。		11/12	58.3	★令和6年度新規事業
地域連携型 商店街事業	イベント事業(新規)	商店街が、町会・自治会やNPO等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行うイベント事業及び活性化事業を支援します。	1年度に1事業のみ	4/5	400	
	イベント事業(継続)			2/3	333.3	
	活性化事業			4/5	10,000	
地域力 向上事業	住民生活サポート事業	地域社会の中で商店街が住民生活を支えるための活動を行う際の費用について補助を行います。	1年度に2事業まで	2/3	20	感染症対策事業は令和5年度をもって終了しました。

■ピックアップ事業 通常のイベント事業や活性化事業の他にもさまざまな支援制度があります。活用してみませんか！

1 女性活躍推進事業 令和6年度新規 (イベント・活性化)

女性の商店街活動への参画を促すため、商店街の女性グループが実施する「イベント事業」及び「活性化事業」を支援します。

[利用要件]

- ▼「女性グループ」とは、商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の女性で構成されているグループをいいます。
 - ・ 構成員は、イベントの企画及び実行を担うメンバーとしてください。
 - ・ 商店街の女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。
 - ・ 複数の商店街で共催事業を実施する場合、商店街毎に女性グループの要件を満たす必要があります。女性が5人未満の商店街との共催は認められません。
 - ・ 共催事業は、女性活躍推進事業同士で共催してください。一方の商店街が女性活躍推進事業、もう一方の商店街が通常のイベント事業として、共催することはできません。
 - ・ イベント事業は1商店街につき1か年度に1回のみ、通常のイベント事業とは別に利用可能です。



2 地域の観光需要対応事業 令和6年度新規 (イベント+活性化)

主にインバウンド対応の取組を行う商店街及び商店街連合会に対して、集中的に支援（2年間）します。

※令和6、7年度限定事業になります。どちらか1年度の実施も可
※応募・採択のタイミングは令和6年度のみ。

[補助対象経費]

イベント実施、広報・情報発信・PR、旅行者受入気運の醸成に向けた取組、マップ・ガイドブック作成、多言語HP作成、案内表示・サイン設置 など
※施設・整備（街路灯や来街者用トイレ等）の整備及び改修に係る経費等は補助対象外

[補助率及び補助限度額]

補助率（都・区）	商店街負担率	補助限度額	1・2年目ともに各年度毎の限度額
2/3(1/3・1/3)	1/3	(商店街) 2,000万円	(商店街の連合会) 3,000万円

[支援件数] 都内商店街5件（委員による審査の上、採択案件を決定）



3 組織活力向上支援事業 (イベント)

商店街振興組合の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、法人化している商店街が行うイベントの回数を1回増やし、補助率も拡充するものです。

よって、対象は商店街振興組合のみです。

[利用要件]

- 組織の維持・活性化のために実施するイベント事業であること。
- ・ 他の商店街との共済事業は不可
- ・ 申請時は別紙の「6 期待される効果」欄に、実績時は別紙2の「6 事業実施後の効果」欄に組織の維持・活性化にどのような効果がある（あった）のかについても記載すること
- ・ イベントの実施により、商店の加入促進につながるような取組がある場合は、併せて記載すること



4 若手・女性支援事業 (イベント)

商店街の若手会員や女性会員の商店街活動への参画を促し、商店街活動の担い手を増やしていくため、若手・女性グループが行うイベント回数を1回増やし、補助率も拡充したものです。

[利用要件]

- ▼「若手」とは、年度末での年齢が49歳以下の人を指します。「女性」は年齢を問いません。
- ▼若手・女性グループとは、次の要件を全て満たすグループを指します。
 - ・ 商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の若手又は女性で構成されていること。
 - ・ 若手又は女性が構成員の過半数を超えること。
 - ・ 若手又は女性がグループの代表者となること。
 - ・ 構成員の過半数及び代表者が商店街役員でないこと。
- ※構成員名簿を提出していただきます。



5 地域連携型商店街事業 (イベント〈継続・新規〉・活性化)

商店街と地域団体（町会等）とで実行委員会を組織し、協働して地域の活性化に向けて行う事業に対して支援を行います。

[実行委員会の構成団体の要件]

- ・ 商店街、商店街の連合会、複数（※）の地域団体（町会・自治会、NPO、社会福祉法人、一部の中小企業等）
- ただし、町会・自治会の場合は1団体でも可。また区市町村の外郭団体はカウントに含めません。
- ⇒構成団体の要件については、6ページの補足説明も合わせてご覧ください。

[補助対象外となる事業]

- イベント事業：中元セール等の商店街の販促イベント、会場設営のみのイベントは対象外
- 活性化事業：施設・設備の整備事業は対象外

[補助事業を行う要件]

- ・ 実行委員会の経費負担全体に占める商店街負担割合を過半とすること
- ・ 活性化事業は、実行委員会及びその構成員の取組内容を記した計画（3年以上）を策定すること

6 地域力向上事業

地域社会の中で、商店街自らが地域の住民生活を支えるための事業を行う場合に支援を行うもので、この事業に限っては商店街の街区（エリア）外にまで及ぶ活動でも補助対象となります。

[主な事業例]

- ・ 地域見守り活動事業
商店街関係者が主体となって、子どもたちの登下校時や夜間にパトロールを行うほか、地域のお年寄りの訪問活動を行う。
《想定される補助対象経費》チラシ・ポスター、拡声器、パトロール用ジャケット、帽子、誘導灯、腕章 など
- ・ 地域清掃事業
商店街が主体となって、定期的に地域のごみ拾い活動を実施する。
《想定される補助対象経費》チラシ・ポスター、ゼッケン、清掃用トンガ、箒、ちりとり



〈 地域連携型商店街事業に関する補足 〉

(1) 実行委員会の構成

事業名	構成団体の要件
イベント事業 (新規・継続)	商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会、NPO等）で作る実行委員会。 ※地域団体が「町会・自治体」に限り1団体での構成も可。
活性化事業	①商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会、NPO等）で作る実行委員会。 ②実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 ③実行委員会に加入する地域団体 この場合は、地域団体が商店街との連名による申請を行う場合に限る。

(2) 実行委員会内の経費負担割合

実行委員会内の経費負担割合について、経費負担全体に占める商店街負担割合が過半であることが条件となります。

(3) 複数年に亘る活性化事業の補助限度額

別表に記した補助限度額（振興組合1億円、国基準充足任意商店街1千万円）は、複数年における合計の限度額となります。

IV 補助対象となる事業の条件

予定している事業は、次の条件を満たしていますか？

商店街が自ら企画し、実施する。 OK!	原則として商店街の街区内で行う。 OK!	年度内(3月末まで)に契約から支払い、景品配布、実績報告までの全てが完了する。 OK!	連続する期間内(イベント事業の場合は概ね2か月未満)に行く。 OK!	イベント事業において、別に実施するイベント事業と期間が重なっていない。 OK!
-----------------------------------	------------------------------------	---	--	---

次のような事業は、補助対象とはなりません

内容が経常的な性格を有する事業（通年でやっているスタンプ事業など）。 NGX	事業に係る全ての業務を委託（業者丸投げ）する事業。 NGX	税法、景品表示法、著作権法等の法規に照らし合わせて、適正を欠いている事業。 NGX	他の補助金等を財源の一部とする事業。 NGX	商品券等の特典又は割引を付加する事業。 NGX	合理的かつ特別な理由がある場合を除き、商店街の街区外で行う事業。 NGX
--	---	---	--------------------------------------	---------------------------------------	--

※これらの条件の他に、事業の種別ごとに別途定められた要件があります。

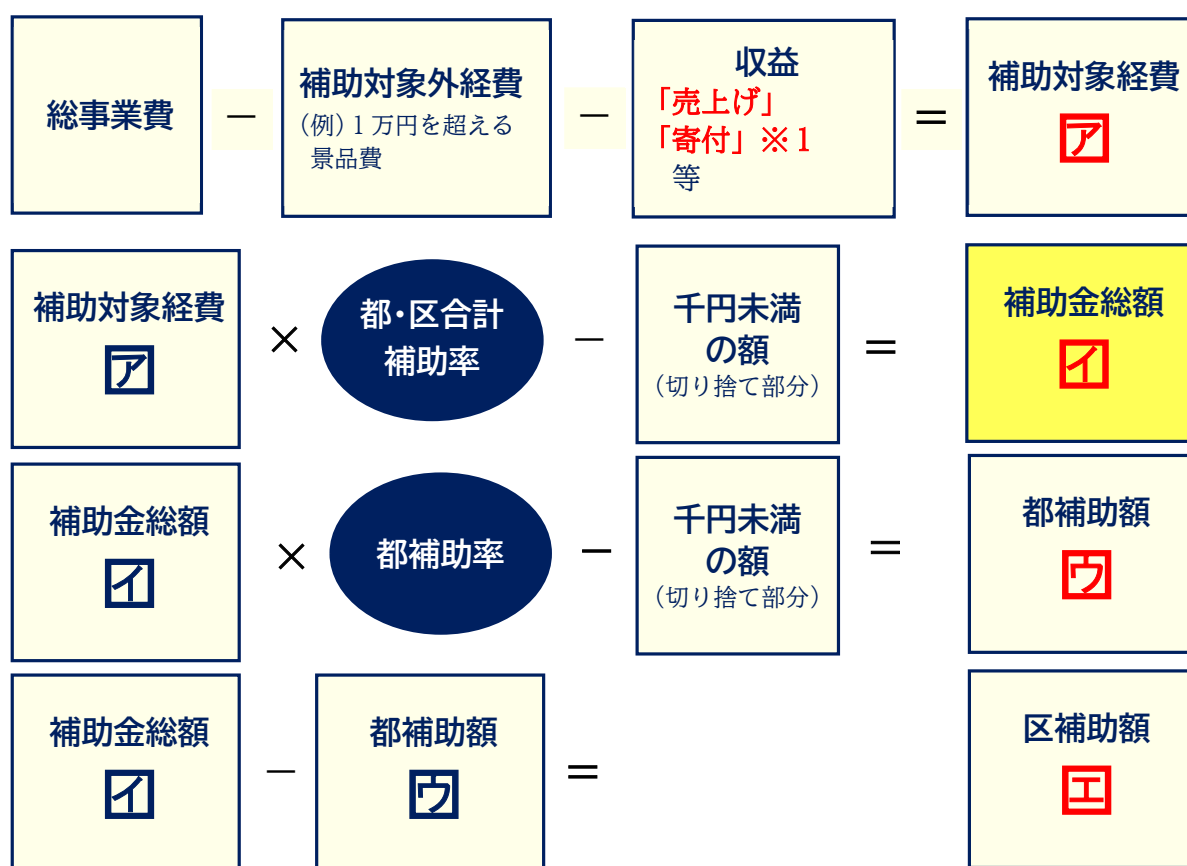
V 補助金額の計算方法

(1) 消費税の取扱い

本資料で表示している価格は全て税込の価格です。軽減税率制度にも留意するなど、事業経費の積算にあたっては、消費税額の計算にご注意ください。

(2) 都・区各補助額の計算方法

都、区それぞれ別々に各負担割合で計算し千円未満を切り捨てると、その合計が本来（都、区合計）の補助額を下回ってしまう場合があります。そこで、まず補助金の総額を算定し、そこから都が負担すべき補助額を差し引いた残りの金額を区の負担額とします。「申請書別紙」や「実績報告書別紙2」を作成する際に、ご注意ください。



※1 「寄付」は収益となりますが、商店街会員が負担する「負担金」は自己資金となり、収益とは見なされません。

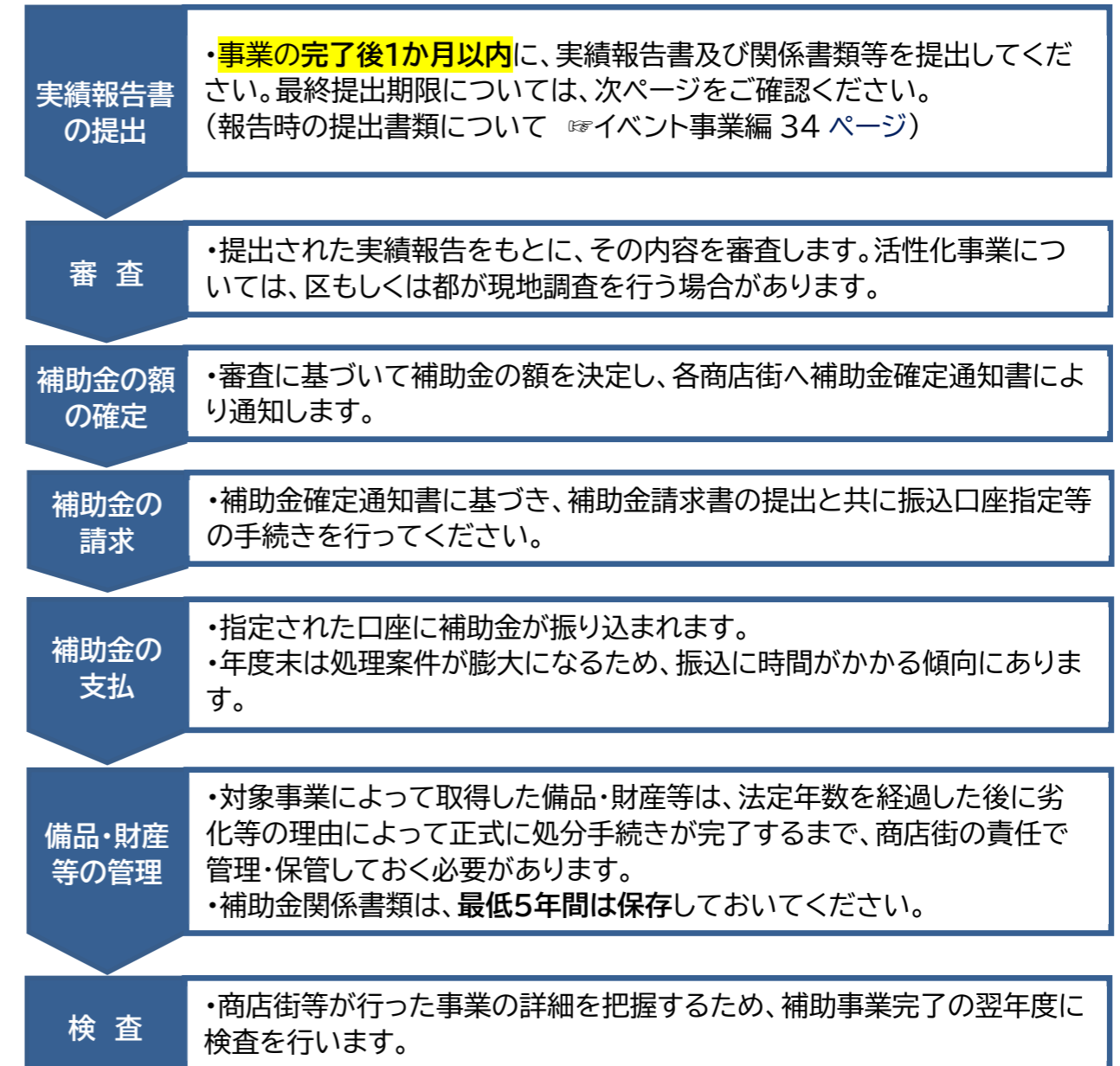
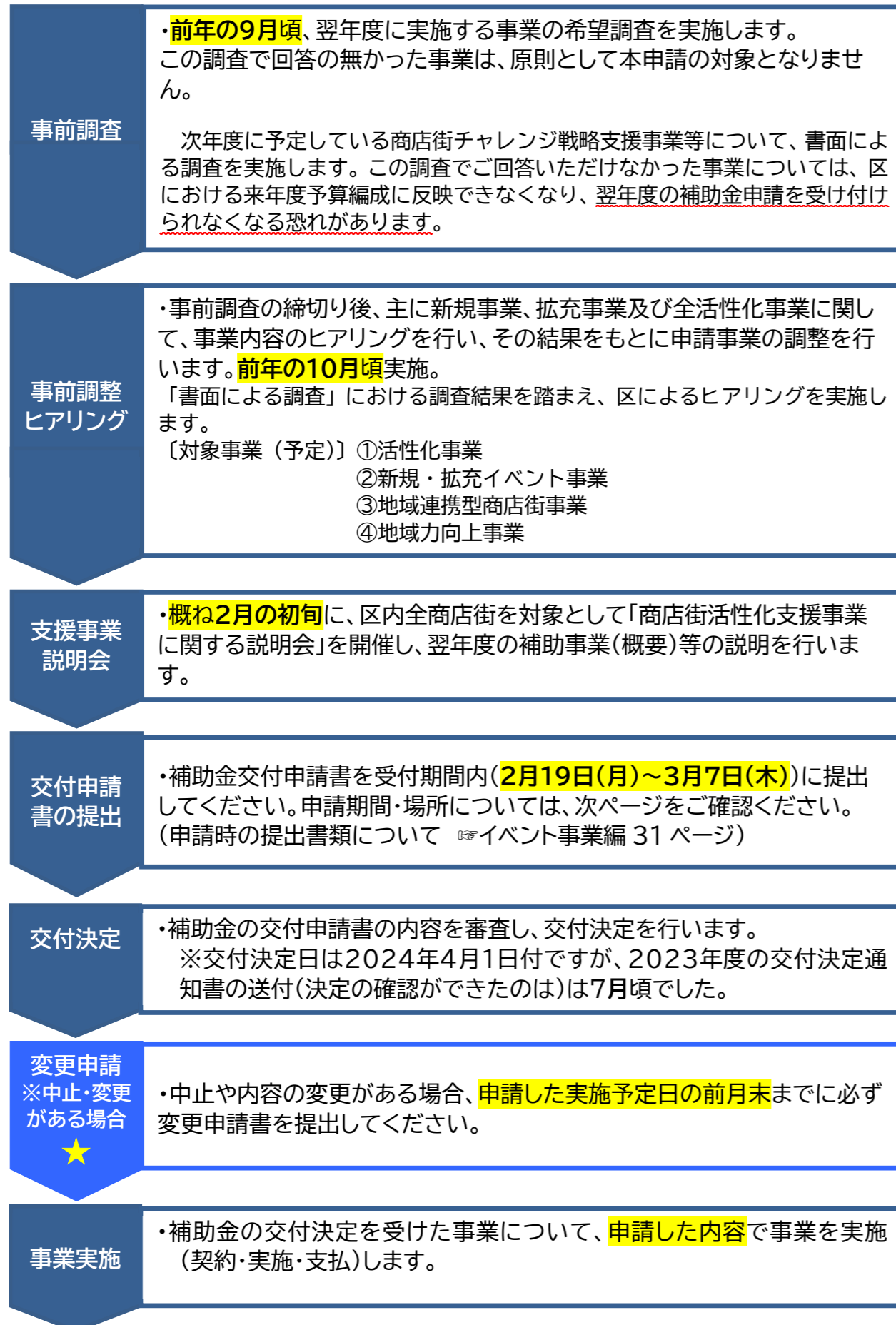
(3) 実績が申請額を上回った場合

区が交付する補助金の額は、事業実施後の実績報告による算定額と申請時の交付決定額のいずれか低い額となります。

(4) 共催事業の補助限度額

商店街ごとの補助金の額を計算し、その合計額が補助限度額となります。

VI 手続きの流れ(スケジュール)



★ 変更申請

補助事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするとき又は中止をしようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書に必要な書類を添えて提出し、その承認を受けなければなりません。

〈 変更等承認申請書の提出時期 〉

変更申請書は、申請した**事業実施予定日の前月末まで**に提出してください。

また、変更承認が決定するまでは契約等を行うことができなくなります。変更承認には都、区双方での協議が必要となり、一定の時間がかかります。変更や中止の可能性が発生した場合は、まずは区商連もしくは区担当までご相談ください。

なお、天災地変によりイベントの中止または実施内容の一部に変更が生じる場合などには、事後申請を受け付けるなどの例外措置もあります。

交付申請書・実績報告書の受付期間、受付場所

2024年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業の交付申請受付は、下記の日程で行います。

受付時に事業内容についてのヒアリングを同時に行いますので、事前に下記の区商連事務局助成金担当まで電話にてご連絡いただき、日程の調整を行ったうえでお越しください。

1 交付申請書の受付期間

2024年2月19日(月)～3月7日(木)

2 実績報告書の提出期限

各事業終了後、原則1か月以内に、実績報告をお願いします。2024年度の実績報告の最終締め切りは、下記のとおりとさせていただきます。

2025年2月末日までに事業実施された場合は、

2025年3月6日(木)

2025年3月に事業実施した場合は、

2025年3月21日(金)

3 交付申請書・実績報告書の提出先及び問い合わせ先

(1) 場 所 : 中野区商店街連合会事務局 (助成金担当)

(中野区中野2-13-14 中野区産業振興センター 2階)

(2) 担当者 : 一二三 (ひふみ)、中村

電 話 6454-1995

FAX 6454-1996

E-mail jyoseikin@nakano-kushoren.gr.jp

(3) 曜 日 : 月曜日～金曜日

時 間 : 午前10:00～午後3:30

(正午～午後1時を除く)

★事前に提出する日時を電話にて
ご連絡ください。



会場案内図

※公共交通機関をご利用ください
中野駅南口より徒歩4分